

## 平成 27 年度第 2 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 27 年 8 月 28 日（金）13 時 00 分～15 時 34 分	場所	議会棟第 3 委員会室
出席者	懇話会委員：宇田川委員、高岡委員、富田委員、林委員、武藤委員（委員長）、目等委員（副委員長）、吉村委員 (五十音順)		
	事務局	和田副主幹、上野副主幹、池田主任主事、上田主任主事	
	その他	傍聴者 0 人	
内 容			
<p>◆議事 (委員長)</p> <p>本日は、前回我々が選択した本年度の評価対象候補の 8 施策について、一通りの施策内容を事務局から説明の後、本年度の評価対象をどの施策とするか委員のみなさんの意見を伺い、本年度評価対象の施策を選択したい。その後、評価対象の施策について、部局との意見交換で伺いたい事前質問の確認をしていきたい。前回の懇話会で選択した 8 施策の内容と今後のスケジュールを併せて事務局から説明をお願いする。</p> <p>(1) 平成 27 年度評価対象施策について (事務局) 前回、平成 27 年度施策評価候補として選択した施策は次の 8 施策である。</p> <p>第 2 章 基本施策 1 自然環境が保全されたまちにします  第 2 章 基本施策 2 地球環境に配慮したまちにします  第 3 章 基本施策 2 佐倉学を推進します  第 3 章 基本施策 4 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします  第 3 章 基本施策 5 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします  第 4 章 基本施策 8 『佐倉ならではの』を創造・発信するまちにします  第 4 章 基本施策 9 芸術文化活動の盛んなまちにします  第 5 章 基本施策 7 公共交通機関が利用しやすいまちにします</p> <p>施策の説明に先立ち、資料 1 に沿って施策の基礎情報となる佐倉市の自然や地形に関する全体像について簡単に説明させていただく。</p> <p>資料 1 一枚目は「地形・水系及び主要な交通網」について。佐倉市の市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川などが流れ、印旛沼に注いでいる。標高 30 メートル前後の台地は印旛沼を起点として北から南へ向かうほど高くなる。印旛沼周辺、京成佐倉駅の南西付近の佐倉城址周辺、また東部、南部の農村地帯などには豊かな自然が残っている。</p> <p>鉄道交通網としては京成電鉄本線、JR 総武本線・成田線が市の東西を貫き、市内西側の、京成線ユーカリが丘駅には、新交通システムによるユーカリが丘線が運行し、バス路線とともに各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっている。道路は市の南部に東関東自動車道と、国道 51 号が走り、それぞれ東京と成田を結ぶほか、国道 296 号が市を横断する主要な生活道路となっている。</p> <p>資料 1 二枚目「自然・田園景観」について。ピンク色の枠内で示している市街化区域は鉄道駅を中心に発達しており、一方、南部地域には自然が多いことを確認いただける。</p> <p>資料 1 三枚目「地形が地域の区分を形成」について。7 つの地域区分が、川などの水系や地形により形成されていることが確認できる。</p> <p>資料 1 の四枚目「景観資源」について、市の全域にわたり、自然・田園景観や史跡などをはじめとした歴史・文化的な資産などが豊富に残されていることを確認いただける。</p> <p>続いて、本年度評価対象候補の 8 つの施策について内容を簡潔に説明させていただく。</p> <p><b>第 2 章 基本施策 1 「自然環境が保全されたまちにします」(環境部)</b>  ご覧頂く資料は、資料 2 施策評価のほか、42 頁からの「佐倉市谷津環境保全指針」が参考資料と</p>			

なるので適宜参照いただきたい。

資料2の1頁、項目2「現状と課題」は「自然環境の保全」、「自然環境に対する市民意識の高揚」、「汚染の未然の防止」の3点となっている。

これらの現状と課題に対する「基本方針」として、谷津環境やビオトープなど、多様な生物の生息環境を保全するとともに、地域の自然環境に対する市民の理解を広め、市民による活動・行動につなげていけるような取組を進める。また、豊かな自然環境を支える印旛沼及び河川の水質の浄化や地下水、湧水の保全など水循環の健全化を図り、さらに、大気、水質などの監視を継続的に行っていくことで、汚染の未然防止に努め、関係機関との連携、協力のもとに、速やかな発生源の特定、改善への指導や対策を進めていくこととしている。

2頁をご覧いただきたい。それを実現する施策数は4本となっており、平成26年度の事業費の総額は約3700万円であった。

3頁では、これらの取組において設定した3つの成果指標をお示ししている。

「畔田谷津ワークショップ活動会員数」について、このワークショップは「(仮称)佐倉西部自然公園」予定地内の畔田谷津において、市民と市との協働で谷津環境を保全・再生するための活動を、一月に2回現地で作業を行っている。他には「ビオトープ設置管理箇所数」、「佐倉市印旛沼浄化運動参加人数」を成果指標としている。

4頁では、基本施策に対する総合評価に関して、施策に位置づけられている各事業の進捗具合から、概ね順調に進捗しているとしている。また、今後の課題としては、ビオトープなどの保全活動における市民協働の参加者が高齢化しているため、市民意識の向上および啓発による後継者の育成が必要であるとしている。

また、谷津環境の保全により、希少種の鳥類が見られるようになったことで、それを撮影するカメラマンのマナーの向上が求められている。

印旛沼については、市だけではなく、広域で協力して水質浄化対策に取り組まねばならない。空気線量率の測定、放射能検査も引き続き実施し、市民の安全・安心に努める必要があるとしている。

5頁には、各基本施策に紐付けられた個々の事業と、平成26年度の事業費と各事業についての所属評価の結果が記載されている。

## 第2章 基本施策2「地球環境に配慮したまちにします」(環境部)

6頁の項目2.「現状と課題」については、「地球環境問題の深刻化と地域・市民レベルでの取り組み」と「東日本大震災の影響」の2点としている。

これらの現状と課題に対する「基本方針」として、平成20年3月に策定した「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民への啓発活動とともに、市役所の温室効果ガス排出量削減に取り組むこととしている。参考資料として102頁からの「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を用意したので適宜参照いただきたい。7頁記載の施策数は4本となっており、平成26年度の事業費の総額は約1225万円であった。

8頁「活動・成果指標」は、これらの取組において設定した2つの成果指標である、「講演会・啓発活動参加者数」と「市役所からの温室効果ガス削減量」を指標としている。

9頁「基本施策に対する総合評価」は、施策に位置づけられている各事業の進捗具合から、概ね順調に進捗していると判断している。「今後の課題」は、エコライフの視点を取り入れるよう市民への啓発継続、と同時に事業者への啓発および支援の効果的な手法検討が必要と県補助を活用した事業については、県の特定財源を主要な財源としているため、千葉県動向に左右されるとしている。

また、「佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市役所の活動において温室効果ガスを削減していかなければならないとしている。

10頁には各基本施策に紐付けられた個々の事業と、平成26年度の事業費と各事業についての所属評価の結果が記載されている。

## 「第3章 基本施策2 佐倉学を推進します」(教育委員会)

資料2の11頁、「現状と課題」については、「佐倉学の推進」、「地域教材を活用した学習の支援」と

している。

これらの現状と課題に対する「基本方針」は、「『佐倉学』の普及、定着を目指し、学校教育では各小中学校の教育課程に佐倉学を位置づけ、主に社会科や総合的な学習の時間の中で佐倉を学ぶ学習を展開していく。」となっている。また社会教育では、「地域に関して収集した資料を学習資料としての活用するほか、公民館での佐倉学講座、図書館で推薦図書リストの紹介や関係図書コーナーの設置など、佐倉学と連携した関連事業を実施する。」としている。

12 頁、施策数は 2 本、平成 26 年度の事業費の総額は約 140 万円であった。

13 頁の項目 5.「活動・成果指標」は、これらの取組において設定した 4 つの成果指標であり、「佐倉への愛着度の割合」「佐倉学を知っている市民の割合」、「佐倉学道徳副読本を授業等で活用している学校数」、「佐倉学副読本を授業等で活用している学校数」を指標としている。

14 頁の基本施策に対する総合評価に関しては、施策に位置づけられている各事業の進捗具合から、順調に進捗しているとしている。

「今後の課題」は、佐倉学の継続的な推進のため、社会教育においては、佐倉学講座後にアンケートを行い、市民のニーズを捉え、次年度の計画に反映させる必要があるとしている。

学校教育においては、佐倉学副読本を教材として確実に製本するとともに、指導内容や指導方法の充実を図る必要があるとしている。

15 頁は各基本施策に紐付けられた個々の事業と、平成 26 年度の事業費と各事業についての所属評価の結果が記載されている。

### 「第 3 章 基本施策 4 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします」(教育委員会)

資料 2 の 16 頁、施策評価書のほか、参考として 143 頁からの「第 2 次佐倉市青少年計画」を用意したので適宜参照いただきたい。

「現状と課題」は、「青少年を取り巻く環境」、「家庭の教育力の低下」、「青少年の規範意識や社会参加意識の低下」となっている。

これらの現状と課題に対する「基本方針」として、「地域の子どもの成長を支援するため、学校・家庭・地域社会と一層連携して教育活動の推進に取り組む。」「家庭における教育力の向上を図るとともに、青少年健全育成のための団体支援や青少年活動の担い手育成、また、こどもの当事者性を活かした事業を展開する。」としている。

17 頁、施策数は 3 本となっており、平成 26 年度の事業費の総額は約 3,770 万円であった。

18 頁、これらの取組において設定した成果指標は「全家庭教育学級参加者数」、「子育て講座参加人数」、「成人式参加率」となっている。

19 頁の基本施策に対する総合評価に関して、施策に位置づけられている各事業の進捗具合から、概ね順調に進捗しているとしている。

「今後の課題」としては、家庭教育の推進のため、家庭教育学級の運営充実を図ること、早期において子育てに対する理解を促すよう市内全中学校における講座の実施、成人式運営委員会を継続して設置し、新成人の当事者意識の育成を図る必要性があるとしている。

20 頁は、各基本施策に紐付けられた個々の事業と、平成 26 年度の事業費と各事業についての所属評価の結果が記載されている。

### 「第 3 章 基本施策 2 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします」(教育委員会)

続いて 21 頁「第 3 章 基本施策 8 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします」についてご説明する。

「現状と課題」については、「学校・家庭・地域の連携協力による学校づくり」、「学校の体制づくり」、「幼稚園就園支援」としている。

これらの現状と課題に対する「基本方針」では、「地域に開かれた学校づくりを目指し、学校に関する情報提供や学校評議員制度の充実を図り、多角的な視点を取り入れた学校運営を図る。」としている。

また、通学路等巡回警備やアイアイプロジェクトを実施、学校・通学における防犯活動を推進する。

さらに、市の幼稚園における預かり保育を拡大し、私立の幼稚園園児に対する補助をするとしている。

22 頁、施策数は 1 本で、平成 26 年度の事業費の総額は約 1,085 万円であった。23 頁は、これらの取組において設定した 3 つの成果指標で、「スクールガードボランティア参加者数（アイアイプロジェクト）」、「教育ミニ集会への参加者数」、「幼稚園預かり保育利用者数（年間延べ人数）」としている。

24 頁の基本施策に対する総合評価に関して、施策に位置づけられている各事業の進捗具合から、概ね順調に進捗しているとしている。

「今後の課題」としては、ボランティアの人材確保と情報を共有するためにわかりやすくする必要性、学校評議員の意見をいかに具現化するかの検討、地区ごとに参加率が異なっている教育ミニ集会について参加の呼びかけを工夫する必要があるとしている。

25 頁は、各基本施策に紐付けられた個々の事業と、平成 26 年度の事業費と各事業についての所属評価の結果が記載されている。

#### 「第 4 章 基本施策 8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」

資料 2 の 26 頁「第 4 章 基本施策 8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」についてご説明する。

「現状と課題」については、「文化財の保存・整備・活用への理解」、「所有者・管理者の経済的負担」、「観光行政の体制づくり」としている。

これらの現状と課題に対する「基本方針」では、「文化財や歴史文化資産の調査、保全、整備とともに、所有者や管理者への支援を実施する。」としている。また、講演会や見学会、研究資料の刊行により、市民への文化財への情報共有を図る。さらに、佐倉・城下町 400 年記念事業を実施し、市の内外に佐倉の歴史・文化を PR するとしている。

27 頁をご覧くださいと、それを実現する施策数は 3 本となっており、平成 26 年度の事業費の総額は約 6,780 万円である。

28 頁は、これらの取組において設定した 6 つの成果指標である、「文化財活用件数」、「埋蔵文化財発掘調査報告書刊行冊数」、「佐倉市の公共事業に伴う埋蔵文化財の報告書刊行冊数」、「本佐倉城に関する普及事業の参加者数」、「井野長割遺跡に関する普及事業の参加者数」、「国・県・市指定文化財数」を指標としている。

29 頁の基本施策に対する総合評価に関して、施策に位置づけられている各事業の進捗具合から、概ね順調に進捗しているとしている。

「今後の課題」としては、「文化財の所有者・管理者の軽減負担の検討、現在策定中の佐倉市景観計画と連携した歴史的建造物の保護、文化財を観光資源として活用するための整備、資料の保存・活用・公開の長期的・継続的な推進などが求められている。」としている。

30 頁は、各基本施策に紐付けられた個々の事業と、平成 26 年度の事業費と各事業についての所属評価の結果が記載されている。

#### 「第 4 章 基本施策 9 芸術文化活動の盛んなまちにします」（教育委員会）

資料 2 の 32 頁、「現状と課題」については、「文化力、時代をひらく視点」と、「文化活動の活性化」としている。

これらの現状と課題に対する「基本方針」では、芸術文化に関する情報誌『風媒花』の刊行やホームページ、広報などを通じて情報発信を継続していき、市民が広く芸術文化に接する機会を確保する。市民音楽ホールや市立美術館では自主文化事業のほか、学校教育との連携による芸術鑑賞事業を実施するとしている。33 頁、施策数は 3 本で、平成 26 年度の事業費の総額は約 5,786 万円である。

28 頁は、これらの取組において設定した 6 つの成果指標で、「市民音楽ホール自主文化事業の入場者数」、「美術館年間企画展入場者数」、「美術館年間収蔵作品展入場者数」、「年間 1 回以上芸術文化活動に参加する市民の割合」、「芸術文化施設（音楽ホール・美術館）入場者数」、「月 1 回以上芸術文化（音楽・美術・映画等）を楽しむ市民の割合」としている。

35 頁の基本施策に対する総合評価に関して、施策に位置づけられている各事業の進捗具合から、概ね順調に進捗しているとしている。

「今後の課題」としては、文化課が主催する『風媒花』刊行および「キネマの夕べ」は芸術文化の

情報発信としてより有効となるよう検討の余地がある。

また、市民音楽ホールの自主事業については継続しつつ、ホールの施設整備の老朽化対策が必要である。美術館は地域性を活かした独自性を高め、かつ、市民の関心を高める事業の展開が求められている。

36 頁は、各基本施策に紐付けられた個々の事業と、平成 26 年度の事業費と各事業についての所属評価の結果が記載されている。

#### 「第 5 章 基本施策 7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」(都市部)

2 の 37 頁、「現状と課題」については、「地域住民の公共交通機関の確保」、「公共交通機関の維持」、「鉄道利便性の向上」、「京成線と JR 線の連絡強化」としている。

これらの現状と課題に対する「基本方針」では、公共交通の重要な移動手段は鉄道・バスなどであり、この充実を図るため、鉄道については利便性の向上を要請し、バスについては路線充実の要請とともに、コミュニティバスなどによる地域交通の対応に取り組むとしている。

38 頁をご覧くださいとそれを実現する施策数は 2 本となっており、平成 26 年度の事業費の総額は約 7,316 万円であった。39 頁は、これらの取組において設定した 5 つの成果指標で、「デマンド交通の利用件数」、「デマンド交通の利用人数」、「循環バス利用者数」、「平日鉄道総合計便数」「平日市内バス路線総便数」としている。

40 頁の基本施策に対する総合評価に関して、施策に位置づけられている各事業の進捗具合から、概ね順調に進捗しているとしている。

「今後の課題」としては、交通不便地域や高齢者等交通弱者への対策を講じる必要があること。

また、民営の路線バスが縮小傾向にあるため、現状を維持するため、事業者に要望かつ補助が必要であるとしている。

41 頁は、各基本施策に紐付けられた個々の事業と、平成 26 年度の事業費と各事業についての所属評価の結果が記載されている。

引き続き、資料 3 の行政評価懇話会スケジュールについてご説明をする。

次回、第 3 回懇話会は、昨年度から要望をいただいている市内現場視察となっている。今回選んでいただく基本施策の担当部局との意見交換は第 4 回目以降となる。過去の実績から、懇話会 1 回に対して施策 2～3 本が目安となる。現在、候補の 8 施策すべてを評価対象とする場合は、部局との意見交換を 3 回開催、もしくは 2 回開催でも 1 回の会議時間を長く設定するなどの工夫が必要となってくる。

(委員長) 事務局から評価候補の 8 つの基本施策について説明があった。今年度の評価対象をどの施策とするか、特に関心の高い施策など、委員のみなさんの意見を伺いたい。

(宇田川委員) 意見交換に先立ち、前回の懇話会で、事務局より現在策定作業中の「第 4 次総合計画(後期基本計画)」を 5 年から 4 年に変更することで、総合計画の全体期間が 10 年から 9 年になると説明があった件について確認したい。10 年間の「基本構想」において設定した目標をそのままとし、現在策定している「後期基本計画」の策定にあわせて 9 年に変更するとなると、1 年前倒しで結果を出すということになり目標達成に無理等は生じないのか。

(事務局)「総合計画」の根幹である、将来都市像を示すとともに「まちづくりの基本方針」を明らかにする「基本構想」は 10 年という期間のまま捉えつつ、後期の「基本計画」を市長の任期に合わせた実効性を持たせたものとするため、実施計画とともに 4 年間とし、一年は振り返りという形で捉える方針となっている。今後、次に策定することとなる「第 5 次佐倉市総合計画」における「基本構想」については、市長の任期に併せて 12 年にするか、8 年にするか検討していきたいと考えている。

(委員長)「基本構想」のように、それほど具体的な数字目標を設定するものではない場合、10 年目に達成できれば良いというものではなく、9 年に短縮することに大きな影響はないのではないのか。

他市の例として多治見市の取組を紹介すると、新しい市長の当選後にすぐ基本計画を策定するのではなく、2 年間は前市長の基本計画を引き継ぎ、新市長のマニフェストを市の施策に位置付けるため

に2年間を設け、新市長の任期3年目に新市長マニフェストに則った基本計画の策定をし、市の施策に反映させる手法をとっている。

マニフェストを施策に反映するために、長期の計画に取り込まなければいけないが、それはすぐにはできるものではなく、新しい市長に就任後、計画策定の期間は必要なものである。

(事務局) 今回、佐倉市では市長選が平成27年度に行われ、後期基本計画は来年度に向けて策定を進めているところである。

(委員長) 多治見市の例は、マニフェストと総合計画の整合性を保つための手法のひとつの例で、必ずしも「基本計画」の策定を2年かけて行う必要はなく、佐倉市は市長のマニフェストを反映した計画の策定を1年で行うということについて承知した。

(委員長) では、今年度の評価対象とする基本施策の選択について、8つ全ての施策評価を行うのは会議の回数を増加するか時間を延長しないと難しいようである。前回、今回候補に挙がっている施策を選ばれた委員の意見はいかがか。事務局の説明を受けて更に詳しい質問があれば、事務局へ確認してもよい。

(吉村委員) 先日参加した佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会の中で、佐倉市として定住人口を増やしたいという話があり、その前段階として、まず交流人口を増やしたいところであるが、佐倉市はPRが得意ではないと議論があった。

交流人口を増やすという視点を考慮すると、「第2章 基本施策2 地球環境に配慮したまちにします」や「第5章 基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」は規模が大き過ぎ、評価対象として扱いが難しいのではないか。

「第2章 基本施策1 自然環境が保全されたまちにします」や「第3章 基本施策2 佐倉学を推進します」のように広報活動や教育現場といった日々の生活に活かしやすい基本施策に絞ってみるのはどうか。

行政評価懇話会として、交流人口を増やすという視点で、現場視察も含めて基本施策を見ていければ良いのではないかと感じている。

(委員長) 候補となっている8基本施策と交流人口の増加とでは分野が異なっているが、交流人口を増やすという視点でも評価することは可能か。

(事務局) 例えば文化や教育施策においても、交流人口を増やすという切り口で事業を評価していくことは可能と考える。

(委員長) 交流人口を増やすことを直接の目標や指標としているような事業はあるか。

(事務局) 現在、全体の事業の見直しを図っているところであるが、参考資料として配布している『第4次佐倉市総合計画』の123頁をご覧ください。「第4章 基本施策7 住んでよし、訪れてよしのまちにします」の中の施策「市のPR及び観光情報の収集・提供を行います」(125頁)に位置づけて、定住・移住促進を目的としたシティプロモーションに関する事業を行っている。

(吉村委員) 今回の評価候補に選ばれていない「第4章 基本施策7 住んでよし、訪れてよしのまちにします」ということであるが、過去に行政評価懇話会で対象とされたことはあるか。

(事務局) 一昨年、評価の対象とし、担当課である産業振興課と意見交換を行い、評価いただいた。

(吉村委員) 今回、参考配布されている佐倉市観光ガイドブック「Saku\*Love」などの冊子に、DIC川村記念美術館、塚本美術館、市立美術館等が紹介されていた。これに関連してだが、DIC川村記念美術館では、レンブラントのラッピングバスを走行している。街中にもっと走らせることができれば良いPRになるのではないか。また刀剣を展示している塚本美術館についても、最近、刀剣がブームとなっていることから若い人が訪れるのではないか。配布冊子は、それぞれ大変見応えがあると感じている。非常に良い出来なので学生にも好評である。どこで配布・販売しているか教えて欲しい。

(事務局) 「風媒花」「市勢佐倉ガイドマップ」は佐倉市立美術館の売店、佐倉市役所の市政資料室等で配布・販売している。

(目等委員) 交流人口の増加は良い視点だと考える。歴史文化や芸術文化に、交流人口増加の視点を

取り入れてつなげていきたい。

一方、「第2章 基本施策2 地球環境に配慮したまちにします」はテーマが大きすぎると感じている。もっと目に見えるものや市のレベルで数値化できるものが良いと考える。

「第2章 基本施策1 自然環境が保全されたまちにします」では、谷津田の保全が中心となっているが、自然環境と捉えてもう少し広げて考えたい。

また、「第5章 基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」は公共交通というシステムへの要望は、内容に限られるのではないかと考え、「第2章 基本施策2 地球環境に配慮したまちにします」とこの基本施策は評価候補から外してもよいのではないかと感じている。

(宇田川委員)「第5章 基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」は評価候補としていきたい。路線バスが通っていない地域では、コミュニティバスや和田や弥富の南部地域でのデマンド交通が運用されている。八幡台で運行されているバス「はっちまん」のように自治会と交通会社が協議し、市が応援した事例もある。他の公共交通機関が整っていない地域でもそういった要望は強いのではないかと。路線バスがない地域についての相談場所がないと感じている。地域の足として、また福祉の面の必要性からも議論していく場として取り上げていきたい。

(事務局) 補足説明だが、八幡台のバス「はっちまん」については、自治会が中心となって協議したものではなく、地域住民からの要望を受け、市が可能性のある企業等と協議し、その結果、佐倉交通が運行をしているものである。また運営に当たっては、自治会、市、ともに事業者へ金銭的な補助は行っていない。

(宇田川委員)「はっちまん」は市が負担をする形でなく実施している例であることが確認できた。他には、内郷・飯野地区で路線バスが廃止された地域について、コミュニティバスの運行を市が行っているような事例もある。市にも負担をかけずに実施するために、ある程度の利用者負担もやむを得ないところもある。利用者負担を行ってでも、困っている高齢者の足を確保することが重要ではないかと考えている。

(事務局) 都市計画課では公共交通網の会議を実施しており、そこでは専門家に意見を頂いている。資料2の41頁に「第5章 基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」に紐づく事業が記載されているので確認いただきたい。基本施策の実現のため、実施している事業は8つで、交通不便地域対策事業だけでなく、市営駐輪場関係なども含まれている。

(委員長) デマンド交通を事業のひとつとして実施しているが、公共交通については、個人的に関心がある分野である。

(高岡委員) 私も買い物難民など、高齢者福祉の視点から公共交通に関心がある。「社会福祉法人クラブ・生活クラブ風の村さくら」では、独自にデイサービスに利用するバスを使用しない時間を活用し、毎月7のつく日に買い物支援のバス運行を無料で行っている。こういった取組は公共的なものである。楽しみにしている高齢者も多く、このような取組がもっと広がるようなことができないか。

(目等委員) 資料1「佐倉市全域図」を見ると、佐倉市は東京に向かう横の交通網は強い反面、縦の交通網は弱い。これは東京へ向かうニーズがあるためである。市川市でも同様に縦の交通網が弱く、北から南にモノレールを通す計画もあったが取りやめになった。

(委員長) 交通網のニーズという話に関連して、木更津を一例に挙げる。木更津から東京へ移動する人の中には、フェリーを利用している人もいた。アクアラインが設営された目的や役割として、困っている人を支援するというだけでなく、房総へ観光に来る人を増やす等、新しいニーズを作り出したことがあげられる。

(委員長)「第2章 基本施策1 自然環境が保全されたまちにします」はどうか。市民に身近な自然環境というところで、土砂災害の可能性のある急傾斜地は佐倉市内に存在しているか。また、ハザードマップは作成しているか。

(事務局) 台地の間に川が流れるなど低地があるため、急傾斜地は存在している。ただ「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、千葉県が「急傾斜地崩壊危険区域」を指定するものだが、危険な土地と認識されることから資産価値が下がるのではないかと指定を土地所有者が嫌がる

場合もある。

ハザードマップは作成している。2年前に防災関連の評価をいただいた際にご覧いただいている。  
(高岡委員) 自然災害について、通学路の途中に危険と思われる箇所があり心配している。急傾斜地に大木があるのだが、個人の所有地のため対処が難しく、通学路を変更して対応している。

(委員長)「第3章 基本施策2 佐倉学を推進します」はこれまで過去に評価したことはあるか。

(事務局) 教育委員会への施策評価は平成22年度に行って以来、評価対象としていない。

(委員長) 歴史、文化、芸術などが佐倉学に関連するのではないかと考えているが、「第3章 基本施策2 佐倉学を推進します」は佐倉学の推進が事業の主な内容か。

(事務局) 事業として、佐倉学を小学校・中学校といった教育現場などで授業として実施するものであるが、佐倉学の内容としては、佐倉の自然、歴史、文化を取り扱っているものである。

(宇田川委員) 佐倉学があることに、どのようなメリットがあるのか。また、資料2の13頁にある「佐倉学を知っている市民の割合」が12.5%と低いのはどのような理由が考えられるか。

(事務局) 指標としている市民意識調査は18歳以上を対象としているが、回答者の年齢層をみると高齢者が多い。小・中学校で佐倉学の取組を開始して約10年経過しているが、若い年齢層からの回答数が少ないため、認知度が低い結果につながったと考えている。

(富田委員) 我が家では小学生の通学合宿中の「もらい湯」に協力し、お風呂に入りにくる小学生を受け入れている。毎年行っているが、近年、礼儀正しい子が増えていると印象を抱いている。佐倉学などの取組が功を奏しているのではないかと感じている。教育の一環として、佐倉学のために独自に副読本を作成し、採用している市町村は珍しい。道徳教育の面からも教育面に良い効果があると考えている。

(目等委員) 副読本にある佐倉の先人「西村茂樹」は道徳教育の団体「日本弘道会」の創始者である。佐倉学で、そういった人物を取り上げ学ばせることが、こどもたちに良い影響を与えていると考えられる。

(吉村委員) 教育委員会とは平成22年度以来意見交換を行っていないということ、また、昨年度も選定してはという議論があったことから、今年度の評価候補として良いのではないか。

(富田委員) あまり広げると評価が難しくなってしまうので、これまで話題にあがった「第5章 基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」と「第4章 基本施策8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」(歴史・文化)、「第4章 基本施策9 芸術文化活動の盛んなまちにします」(芸術・文化)に絞って評価候補としても良いのではないか。

(委員長) 交通とひとことと言っても、鉄道からバス、あるいは他市でマイカーの運転サービスと言うものもある。あるいは、アメリカで実施されている例として、通勤時に車一台に複数人で相乗りをする、ライドシェアリングという工夫を行っているところがある。これは白タクにあたるという声もあるが、工夫のひとつだと考える。また、代行運転も工夫と言える。そういった工夫、マイカーの共有化など、活用に余地はある。佐倉市は車の所有率はどの程度か。

(事務局) 佐倉市の自動車保有台数は6万8千台程度で、総数としては近年微減傾向である。

(目等委員) これまでの検討を通して、ひとつのテーマを評価するにあたって必要であれば、評価対象となる基本施策を広く捉えることも必要となってくるが可能か。

(事務局) 今ない事業に関しての提案も、施策の実効性を高めるために手段が不足しているということであれば意見をいただくのは可能である。

(宇田川委員)「第3章 基本施策2 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします」や「第3章 基本施策2 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします」について。青少年を育むというと学校と地域と家庭の連携とよく言われ、地域力イコール「スクールガード」と結び付けられることが多い。しかし、それ以外の地域連携について議論を広げても良いと感じている。たとえば、学校の花壇を地域ボランティアが整備していると、学校側も取組に参加し始める。そういった様子をこどもたちが目にするということも、青少年育成につながる地域との連携ではないか。スクールガード以外の活動も取り入れることができるような議論の場としたい。



(委員長)「第3章 基本施策2 佐倉学を推進します」、「第3章 基本施策2 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします」、「第3章 基本施策2 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします」は教育委員会だが、体系としてはまとまっているか。

(事務局) 担当課は異なっているが、教育委員会としてまとめて意見交換することは可能である。

(委員長) では、「第2章 基本施策1 自然環境が保全されたまちにします」と「第2章 基本施策2 地球環境に配慮したまちにします」は、今回、評価対象には選定しないこととし、教育委員会へのヒアリングとして

「第3章 基本施策2 佐倉学を推進します」、

「第3章 基本施策2 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします」、

「第3章 基本施策2 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします」

の3施策を評価対象として1日で評価する。

「第4章 基本施策8 「佐倉ならではの」を創造・発信するまちにします」、

「第4章 基本施策9 芸術文化活動の盛んなまちにします」、

「第5章 基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」

の3施策を評価対象として1日で評価するとして合計2日間、会議の時間を長めに設定すればよいと考えるがいかがか。

(委員) 同意する。

## (2) 部局との意見交換について

(事務局) 次回は市内現場の視察となり、第4回以降に行う意見交換に向けて担当部局への質問事項をいただきたい。

(林委員)「第5章 基本施策7 公共交通機関が利用しやすいまちにします」において公共交通を考えた場合、既に道路や鉄道の基盤は整備されていると思う。しかし、生活の質の向上を考える中で、こころの豊かさを高めることと、現代の課題に対して基盤整備ができていないかは違うと考えている。今まではマスで基盤を整備していたが、現在は一人一人をみて、人と店をストレスなくつなぐ必要があり、そのための基盤整備が課題だと感じられるため、その部分をしっかり議論したい。

個人の生活レベルでストレスになっているものと、現在、市の施策で進めていることに、乖離があると考えている。実際は、個人の生活上の死活問題にもつながってくるので、高齢化が進む時代に、個人の生活レベルがどの程度施策の中で取り上げられているかを確認したい。

(委員長) まず交通弱者をどのように把握しているかが大切と考える。例えば、人工密集地帯ではあるが武蔵野のコミュニティバス(ムーバス)は、市の指定した「停留所から200m以上離れた交通空白地域」と「バスの便が1日100本以下の交通不便地域」を巡回しているもので、ニーズが高く運営する民間事業者も黒字化している。

また、神奈川では、車両は、自治体がバスを購入して貸し出すが、自治会でバスを運行し、自治会メンバーのなかで大型免許保有者が運転するといったケースもある。

(林委員) 今後は行政の人手だけ車だけのサービスだけでなく、市民活動団体が協力するなどもっときめ細やかな対応が必要となってくる。産学連携でITを活用して個別ニーズを把握し、基盤整備を行う体制も必要となってくる。公共交通という鉄道やバスなどの大きな観点ではなく、交通弱者の視点に立ち、観点の違いを把握した上で、個人の外出など、ミクロな点から個人に焦点をあててほしい。

(宇田川委員) そのような課題をあげていくと、いろいろな観点から関係課が広がってくるが、市役所として横断的に対策は行っているのか。

(事務局) そのような課題に対応するため「公共交通庁内検討会」があり、庁内の関係部署として都市計画課、企画政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、産業振興課、土木河川課、道路維持課で横断的に検討を行っているところである。

## (3) その他

### 第3回行政評価懇話会の市内視察について

(委員長) 追加の質問に関しては次回の市内視察の時に提出するとして、市内視察でなにをみるかを検討したい。市内視察については、午前 10 時に集合し、一日かけて市内を見て回ることにしたい。

(事務局) 前回、歴史・自然・文化にかかわりのある基本施策が評価対象の候補として選択されたことを受け、それに関係する市内施設をいくつかピックアップし、資料 4 にまとめている。その他ガイドマップ等をご参照いただきたい。

(目等委員) 先ほど今年度の評価対象の基本施策を選択したので、それに沿う施設はどれかということ事務局から提案はないか。

(事務局) 資料 4 に候補としてあげたものがそれに相当する。

(委員長) デマンド交通の地区はどこになるのか。

(事務局) 南部地区となる。利用は佐倉市民ならだれでも可能で、南部地区を目的地とする場合に、自宅あるいは JR 佐倉駅など条件に合った箇所まで迎えに来てもらい、利用することができる。

(委員長) パークアンドライドの駐車場などはあるのか。

(事務局) 無料のものであれば新町に駐車場はあるが、その目的の位置づけではない。

(委員長) 無料でなくとも安価なものはあるのか。

(事務局) そういった駐車場はない。

(委員長) 佐倉市内を巡ったことのない林委員の意見はいかがか。

(林委員) 代表的な箇所を抑えたいと考えている。

(事務局) 佐倉学の関連であれば、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館、武家屋敷の 3 館となる。あわせて新町通りを通ることができる。芸術文化という視点では、市民音楽ホール、市立美術館、塚本美術館をコンパクトに回ることはできる。

(林委員) 交流人口という視点で評価をすることを踏まえ、見るルート of の提案はないのか。

(事務局) 文化課や産業振興課が作成しているパンフレットなどで推奨ルートはある。

(委員長) 市内在住の委員の行きたいところはないのか。

(富田委員) 印旛沼の屋形舟などが考えられるが、今回の評価対象の基本施策とかかわりのある代表的な施設を優先していただきたい。

(事務局) 青少年の関連で、京成佐倉駅近くのヤングプラザという施設がある。また、車窓からとなるが南部地区の農村地と人口の多い西部地区を比較しながら見ていただくと佐倉の特徴を捉えていただくことができると考える。

(委員長) 佐倉の特徴を把握することができるルートの中で、立ち寄ることのできる基本施策に関する施設を選択し、スケジュールを組んではどうか。

(宇田川委員) これまでの候補を考えると、ユウカリが丘、臼井、佐倉、和田、弥富といった地区を巡ることになる。

(目等委員) 佐倉らしい昼食をとることができるのはどこか。

(宇田川委員) 印旛沼のうなぎや城級グルメで選ばれた佐倉井がある。

(委員長) 歴博のレストランはいかがか。

(事務局) 古代米を使ったメニューがあり、レストランのみ利用することが可能である。

(委員長) 直売所とふるさと広場、サンセットヒルズ、文化財なども含めてこれまで候補に挙げた施設をルートとし、当日、巡っている途中に立ち寄りも可能としたい。ルートについては委員長一任とさせていただきます、事務局と相談して決定したい。

(委員) 同意する。

(委員長) 日程は 9/18 (金) 10 時～15 時程度でいかがだろうか。

(委員) 同意する。

(委員長) では、平成 27 年度行政評価対象施策に関わる市内視察は、限られた時間で複数の事業箇所を確認・移動するとともに、各施設の管理上の観点から支障が生ずるため非公開とし、視察を終了してからふりかえりと意見交換を公開とする取り扱いとしてよいか。

(委員) 同意する。

(委員長) 次回懇話会の視察終了後の意見交換場所は調整して後日報告する。最後に、次回以降の行

政評価懇話会の日程を調整したい。

第4回 10/21（水）13：30～

第5回 11/10（火）13：30～

第6回 11/24（火）13：30～

第7回 12/22（火）14：00～

第8回 1/26（火）13：30～

一部仮決定の日程もあるが、この日程でよいか。

（委員）同意する。

（事務局）担当課にヒアリングの際に聞きたい質問、議論が有意義になるように用意してほしい資料などは、次回の視察の際、もしくは個別に事務局へ連絡いただきたい。

（委員長）

では、本日の会議は以上とする。

（15時34分 終了）